



5月は消費者月間！

暮らしの安定と向上を目的として、1968年に「消費者保護基本法」が制定されました。
その後、この基本法の制定10周年の1978年には、5月30日を「消費者の日」と定め、
さらに制定20周年の1988年には5月を「消費者月間」としました。

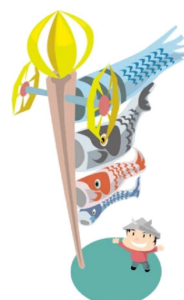
全国統一テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～



◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果（消費税込み価格）

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R7.3.12	平均	135.59	6,818.19	163.23	133.21	181.95
(単位:円)	最高	153.00	9,295.00	171.60	152.00	191.40
	最低	123.20	4,531.00	156.00	119.00	176.00
R7.4.11	平均	135.79	6,890.53	165.05	133.51	183.60
(単位:円)	最高	153.00	9,267.00	173.70	152.00	193.60
	最低	123.00	4,540.00	158.00	120.00	178.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

＜相談時間＞ 平日 午前9時～午後4時

【5月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

＜所在地＞ 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524



消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/>をご覧ください。



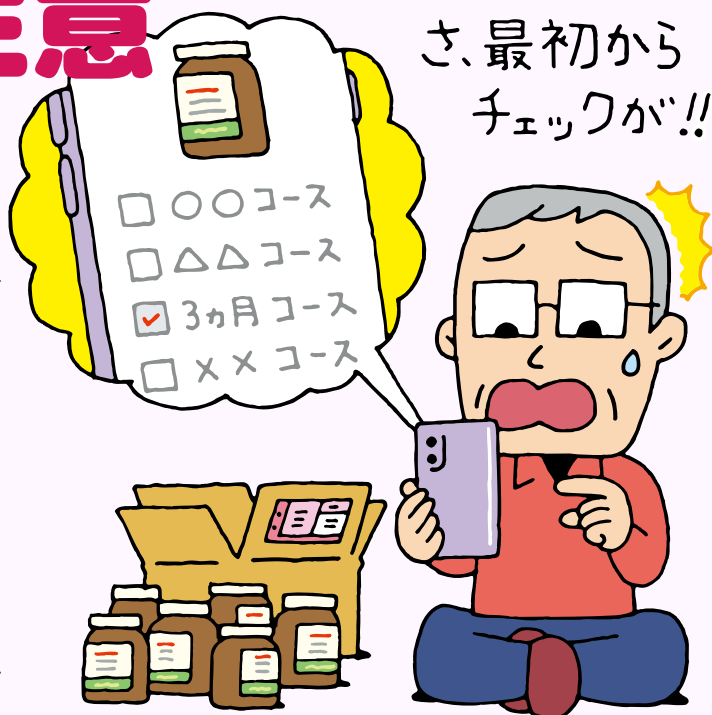
発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

ネット通販 あらかじめ入っている チェックに注意

事例1 ネットで約千円のサブリを注文した。届くのは1箱だと思っていたのに、6箱届き請求額は2万円だった。間違いだと思い事業者と電話をすると「3カ月コースの注文を受けている」と言われた。サイトを改めて確認したところ「3カ月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得がいかないなので返品したい。(70歳代)

事例2 先月ネットでDVDをクレジットカードで購入した。今月になって、覚えのないサブスクリプションサービスの引き落とし確認メールが来た。月額約300円で中古本を無料で購入できるというサービスだった。DVDを購入した事業者の申込画面を調べてみると、サブスクリプションサービスに入会する選択肢に最初からチェックが入っており、チェックを外さないまま注文すると入会となることが分かった。(60歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

最終確認画面をよく確認



見守るくん

- ネット通販で、消費者が気付きにくいカタチで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。
- ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。